

年金定期100

【取扱期間】 令和6年4月1日(月)~令和7年3月31日(月)



©よりぞら

スーパー定期1年

＼店頭表示金利に／



プラス年0.15%

【ご利用いただける方】

- 当JAに年金受取りをご指定いただいている方
- 当JAに年金受取りをご予約いただいている方
- 当JAに年金受取りを変更していただいた方

【預入限度額】

- お一人様100万円まで

※中途解約された場合、当JA所定の中途解約利率が適用されます。
※急激な金利変動により上記商品の取扱を中止させていただく場合があります。
※詳しくは窓口または裏面記載の商品概要説明書をご確認ください。

【対象資金】

- 当JAに新たにお預けいただける資金

【期間】

- 1年 自動継続

詳しくはお近くのJA窓口までお気軽にお問い合わせください。

| | | | |
|-------|-------------|-------|-------------|
| 御前崎支店 | TEL.63-2395 | 榛原支店 | TEL.22-0750 |
| 地頭方支店 | TEL.58-0621 | 勝間田支店 | TEL.28-0211 |
| 相良支店 | TEL.52-0281 | 吉田支店 | TEL.32-1121 |
| 萩間支店 | TEL.54-0321 | 住吉支店 | TEL.32-0115 |

 **JAハイナン**
<https://hainan.ja-shizuoka.or.jp/>
JAハイナン 検索



JAハイナンHP



公式LINE



Instagram

〈商品概要説明書〉

2024年4月1日現在

| | |
|---|---|
| 商 品 名 | ● スーパー定期貯金(単利型) (愛称:年金定期100) |
| 販 売 対 象 | ● 個人 |
| 販 売 期 間 | ● 令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月) |
| 期 間 | ● 定型方式……1年 ※自動継続(元金継続または元利金継続) |
| 預 入 方 法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入対象者 (5) 預入条件 | ● 一括預入 ● 10万円以上(1人当たり上限100万円) ● 1円単位 ● ①当JA口座に年金振込指定をいただいている方 ②当JA口座に年金振込予約をいただいている方 ● 当JAに新規にお預けいただける資金を対象とさせていただきます。 既に当JAにお預けいただいている普通貯金・定期貯金等から本商品に切り替えることはできません。 |
| 払 戻 方 法 | ● 満期日以後に一括して払い戻します。 |
| 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法 | ● スーパー定期貯金1年もの店頭表示金利+0.15%を満期日まで適用します。 次回継続時には自動継続時のスーパー定期1年もの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ● 満期日以後に一括して支払います。 ● 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ● 20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ● 金利は店頭及びホームページに表示しています。 ● 自動継続時の金利は窓口にお問い合わせください。 |
| 手 数 料 | — |
| 付 加 可 能 特 約 事 項 | ● 自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ● マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ● 通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・ 入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。 |
| 中 途 解 約 時 の 取 扱 い | ● 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満………解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満………約定利率×50% |
| 貯 金 保 険 制 度 (公 的 制 度) | ● 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |
| 苦 情 処 理 措 置 お よ び 紛 争 解 決 措 置 の 内 容 | ● 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ● 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。) |
| そ の 他 参 考 と なる 事 項 | ● 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ● 本商品はATM・JAネットバンクでのご契約はできません。 ● 金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取り扱いを中止させていただく場合があります。 |